

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月15日

【会社名】 円谷フィールズホールディングス株式会社

【英訳名】 TSUBURAYA FIELDS HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長グループ最高経営責任者 山本 英俊

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番17号

【電話番号】 03(5784)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 畑中 英昭

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区南平台町16番17号 渋谷ガーデンタワー

【電話番号】 03(5784)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 上席執行役員 畑中 英昭

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

(第4回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1円
(第5回新株予約権証券)	
その他の者に対する割当	0円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	1,802,999,999円

(注) 第5回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2024年5月14日現在における見込額(上限額)であり、実際の金額は第5回新株予約権の行使の際に決定する行使価額に基づき変動します。

また、新株予約権の行使可能期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は0円となります。

また、第4回新株予約権証券につきましては、第4回新株予約権証券に係る新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円未満であるものの、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が1億円以上である第5回新株予約権証券の募集と並行して行われる募集であることから、第4回新株予約権証券についても本有価証券届出書の訂正届出書を提出しております。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年5月15日付の取締役会において、第36期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の計算書類を承認し、また、同日付で自己株式の取得を実施いたしました。これに伴い、2024年5月14日付で提出いたしました有価証券届出書について、添付書類である業績の概要及び自己株券買付状況を追加するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の追加)

第36期事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の業績の概要

自己株券買付状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第三部 【参照情報】

（訂正前）

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月21日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月14日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年5月14日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年5月14日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2024年5月14日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

(訂正後)

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期(自2022年4月1日 至2023年3月31日)2023年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日)2023年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日)2023年11月14日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日)2024年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月15日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月15日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2024年5月15日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。